

第5回一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会会議録

- 1 会議名 第5回一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会
- 2 開催日時 平成30年12月17日（月）午前9時55分から午前11時40分まで
- 3 開催場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702
- 4 出席者
 - (1) 委員 中澤廣委員長、千葉啓子副委員長、東淳樹委員、大河原正文委員、
颯田尚哉委員、平塚明委員、山本博委員
 - (2) 事務局 佐藤善仁副管理者、尾形秀治事務局長、
村上秀昭事務局次長兼総務管理課長、
吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主任主事
株式会社日産技術コンサルタント（2名）

5 議 事

- (1) 候補地の情報提供を求めることについて
- (2) 第2次選定の条件等について

6 公開、非公開の別 非公開

7 副管理者あいさつ

委員の皆様には日頃より候補地の選定にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

最終処分場の選定については、第1次選定の結果を決定し、現在は第2次選定の条件等について協議を進めていただいている。

本日の会議では、候補地の情報提供を求めることについての説明、前回の委員会で頂いたご意見を踏まえた第2次選定の条件等について提案するので、ご協議をお願いします。

委員の皆様には忌憚のないご意見をお願いします。

8 協議内容

- (1) 候補地の情報提供を求めることについて

会議資料協議1により事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員 資料の1(1)の最後の文章「その情報をより適切に候補地の選定評価に反映するには一定のルール化が必要になってくる。」は、情報提供の取り扱いをルール化するという意味なのか、ルール化が必要になるので情報を求めるという意味なのか、そのあたりが明確ではない。

事務局 情報提供の取り扱いにルールが必要という意味である。

委員 そのあたりがはっきりとわかる文章であれば良いと思う。事務局で検討して

もらいたい。

委員 資料の1(3)だが、最初の段落の文章に違和感がある。

事務局 最初の1文「寄せられた情報を選定過程に反映する時期については、」の1文が不要であるので削除したい。

委員 資料の2「情報提供に係る基本的な条件」の第1次選定（除外条件）について、2つの施設の社会的特性条件の条件名称に差異が認められる。どのような経緯で違いが生じているのか。

事務局 候補地の選定は一般廃棄物最終処分場整備候補地の選定が先に始まり、その時点では当組合管内にどのような除外条件に合致する区域があるのか不明な中で条件を設定してきた。エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地の選定開始時点では、最終処分場の1次選定の結果がすでにあつたため、組合管内に存在する除外条件が判明しており、実態にあつた正しい条件名称を採用した。このような経緯で条件の名称に差異が生じている。

名称の差異についての経緯は説明のとおりだが、同一の内容の条件であるため名称を統一することが適当ではないかと思う。この点についてご協議いただきたい。

委員 統一することが望ましい。

委員長 それでは事務局はそのように修正をお願いします。

委員 資料の3「情報提供を求める方法」で、平成31年2月号の広報に掲載とあり、情報提供の締切が2月下旬となっている。2月号の広報の配布時期からの時間的な余裕は十分なのか。

事務局 2月は1月の末に配布になるものであり、余裕はある。

委員 資料の6④ウ「地域振興策の提案」というのは、情報提供者が提案するということか。

地域振興策を組合から提案することはあるのか。

地域振興策についてはこの委員会で扱う内容か。

事務局 情報提供者側に振興策の案があれば記載することができるという考えである。

選定委員会で候補地が決定した後、決定した3～5か所の候補地と個別に協議を行うことになる。その際には相手方から地域振興策について話が出ると想定しており、地域や地形に応じた数種の振興策の案を組合では準備したいと考えているが、具体的なものは今後検討していくことになる。

地域振興策については、委員会で3～5か所の候補地を選定いただいた後の話になるので、組合として検討する内容となり、委員会で協議をお願いするも

のではない。

委員長 協議の結果を踏まえた修正を行ったうえで、公表をお願いします。

(2) 第2次選定の条件等について

委員長 第2次選定の条件等について、まずは評価対象候補地の分割の方法について事務局より説明をお願いします。

会議資料協議2の2(1)「評価対象候補地の分割」を事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員 高速道路や鉄道、国道等については、除外条件として設定していなければならないものではないのか。

事務局 第2次選定の絞込み条件の構造物等の有無において、国道、地方主要道及び鉄道については、除外条件として候補地から除いている。しかし、その他の県道、市道等については、作業的にこの段階では除くことができず、河川についても支流などの全ての河川を除くことはできていなかった。そのため、200haを超える大きなエリアが候補地として存在していた。

公平な比較評価のためにエリアを分割する際に、除外していなかった河川や車両が通行可能な道路で分割を行い、それでも20haを超えるエリアは地形でさらに分割をするという内容の提案である。

委員 20ha以下の小さなエリアでも道路等が含まれている場所はないのか。道路などで分割すると余計に小さくなってしまうと思われる。

事務局 委員からのご質問の内容に該当するようなエリアも存在するが、分割の作業については、20haを超えるエリアに対して適用させることを考えている。そのためすでに20haに満たないエリアについては分割しないという考えであり、ご質問の内容に該当するエリアは比較評価において、構造物の評価項目の評価が下がることになる。

委員長 提案の方法で分割した場合、評価を行う候補地の数ほどの程度になるのか。

事務局 これからの作業なので見込の数字となるが、分割前の段階で300程度の候補地があるので、600近くの候補地の数になるのではないかと予想する。

委員長 その他意見、質問等がなければ、事務局から提案のあった分割方法で分割を進めてもらいたい。

委員長 続いて評価の配点及び評価項目について事務局より説明をお願いします。

会議資料協議2の2(2)「評価の配点」、(3)「評価項目」を事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員 「近隣人口」の項目については、250mのメッシュ内の人口で評価するとのこ

とだが、これは近隣の人口ではなく候補地内の人口ではないのか。

事務局 評価対象地の人口になる。項目名称を修正することではどうか。

委員長 候補地内の人口ということであれば、そのように変更をお願いします。

委員 「敷地面積」の評価基準に5ha、10haという数字は、施設の整備に当りこの程度の数字であれば十分な面積だという考え方から出された数字か。

事務局 委員からのご質問のとおりである。4haの敷地を確保して最終処分場を整備することになるので、5ha未満では面積的要件は満たしているが、実際には土地の形によっては施設整備が困難なことが考えられる。そのため5～10ha程度であれば施設整備上の困難な状況が解消され、10ha以上あれば多面的な考え方をしたうえで施設整備が可能であろうとの考えからの数字である。

委員 「隣接自治体からの距離」の隣接自治体の数はいくらあるのか。

事務局 第2次選定の絞込み後の範囲内で隣接する自治体は2自治体となる。具体的には奥州市と宮城県栗原市である。

委員 道路状況で1kmを判断の基準としているが、この数字についても考え方の根拠などはあるのか。

事務局 道路状況の1kmの考え方については、第2次選定条件の絞込みで国道及び地方主要道から1.5kmの範囲内を条件とした。これは国道等から1km程度取付道を整備し、敷地奥行を最大で500m程度と想定したものであった。そのためこの考え方を評価に反映させたものとなっている。

委員 「取付道の有無」の取付道とはどのような道を考えているのか。

事務局 評価対象候補地に接している道を取付道として評価することを考えている。

委員 「土地の利用状況」の評価で住宅用地、商業施設用地、工場用地が同じ評価となっているが、土地の用途から考えた場合、工場用地の評価を○として住宅用地の評価を△とするように評価に差をつけても良いのではないのか。

委員長 委員から提案のあった内容について意見をお願いします。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは、提案の内容で修正することとする。

委員 「構造物」の評価で農業用のため池等の扱いは構造物として評価されるのか。

事務局 基本的には池も構造物ととらえ、一定規模以上のものは構造物として評価する考えである。

委員 「地形」の評価基準で谷地で4ha程度を確保可能であれば◎の評価がされる。谷地は地形としては良いが沢がある可能性があるため、付帯事項として沢等の有無を確認し影響があると見なされれば除外するというような記載をするべき

ではないか。

事務局 沢の取り扱いについてはご意見の通りであると考えている。今後のスケジュールでは第3次選定で現地の確認を予定しており、谷地における沢の確認はそ
の際に行うことにして、第2次選定では機械的に評価を進めたいと考えたもの
である。

委員 谷地については地形図等で河川等の表記が見られる場所についてはこの時点
で除外した方が良いのではないか。実際に地形だけで検討していった場合、現
地に行ってみると大きな川が流れているような場合もある。

事務局 沢については地図上で確認できるものと現地に行って初めて分かるものがあ
り、地図上で確認できるものについては除くようにしたい。その旨を明記した
うえで、さらに現地で確認されるものはその場で判断していきたい。

委員 「土地取得の容易性」で、県が所有する土地はどのように評価されるのか。

事務局 県の所有する土地は別組織が所有する土地となるため、情報提供があっても
◎の評価とはならない。行政が所有する土地は一定の行政用途に用している土
地か、財産として有している土地かの2種類に分かれる。そのため県が所有す
る土地であることだけで施設用地に協力をしてもらえとは限らず、単に情報
提供があったということで○という評価になると考える。

委員 「土地取得の容易性」で、評価基準に「構成市町が所有する土地である又は
住民等からの情報提供がある」とあるが、構成市町が所有する土地については、
情報提供のあるなしが影響しないのか。

事務局 そのように考えている。

委員 構成市町の土地ではなく情報提供のない土地でも3点が配点されるが、その
ような土地の評価を下げ、構成市町の土地であり情報提供のある土地の評価を
上げるような評価方法も考えられるのではないか。

事務局 それではご意見のあったように、構成市町が有する土地で情報提供があった
場合を◎、情報提供のない構成市町の有する土地又は情報提供がある場合を○、
構成市町の土地でなく情報提供がない場合を△とする3段階の評価とすること
ではどうか。

委員長 事務局から追加で提案のあった内容に修正することでよいか。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは事務局提案の内容に修正をお願いします。

委員 今回の提案では評価項目を増やし、重要要素の点数配分を相対的に下げている
ということだが、それぞれの項目の独立性について気になる。つまり、多面

的にさまざまな要素を比較して総合的に評価することは良いと思うが、個々の項目が本当に独立しているのか、実はある項目とある項目が強く影響し、ある特徴が強い場合、それに影響する項目まで高評価となり、高い総合評価になってしまう恐れがないかという点を十分に検討しなければならないと思う。

委員長 今後のスケジュールを考えると、今日の委員会で比較評価の内容を決定する必要がある。本日の会議の中で意見を出していただき、決定していきたい。

意見のあった評価項目の関連性について検討したい。

委員 完璧な試験制度がないのと同様に、完璧な評価は難しいと思う。そのためリスクを考える必要があると思う。ここでのリスクとは候補地には到底ならない場所が選定されることと、候補地に最適な場所が選定から除かれることである。

選定は評価の結果で判断して上位から機械的に 10～20 の候補地を選ぶことになるのか。

事務局 評価の作業は決定した条件で機械的に進めていく。選定については評価結果の上位の各候補地の詳しい情報を提示したうえで委員会で協議いただき、どの程度までを残すのかを決めていただきたいと考えている。その判断の際には上位から一定の範囲だけではなく、特定の場所を抜き出して選定に加えるような判断もあるのかと思う。

委員 個々の項目について考えれば議論が尽きないと思うので、リスクが存在しうることを念頭に置いたうえで、幅広い候補地を検討の場にあげてもらいたい。

委員 例えば特殊な条件については委員会で評価を考えられるような項目があっても良いかと思うが、そうするとこのような評価をする意味合いに疑義が生じる。

事務局 今回提案した内容にない項目等で検討が必要になることもあるかと思う。

機械的に作業を進められる項目としては本日提案した内容となるので、今後別途検討が必要な内容等が出てきた場合には、個別にお諮りするようなことを了承いただきたい。

委員長 機械的な評価はするが、機械的に上位から一定程度で区切るということはず、個別の特性を見て候補地として残す必要があると考えられるものについては委員会で協議するというのであれば、リスクが軽減されると思われるがいかがか。

委員 それで良いと思う。

委員長 事務局では資料の修正と次回会議までの作業を進めるようお願いする。

9 担当課 総務管理課